

する姿勢を改めてもらい、老人世帯を保護する老人世帯に対する住居保護制度並びに民間アパート経営者協力増大奨励制度の実施をお願いするものでございます。

以上、二点をもって私の一般質問といたします。

○議長(岩田博君) 暫時休憩いたします。

午後二時四十八分 休憩

午後三時

開議

○議長(岩田博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市長 石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 宮沢議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

従前どおり私に申し上げます。細部ににつきましては担当の部長から御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

第一点、福祉会館の改築について、私もかねてより福祉会館の大改築をいたしました。と強い希望を持っております。時期はまだ不明でございます。不明と申し上げます。本年の半年にかけましては図書館の建設という大事業がござります。その後学校

関係の事業もあると思っておりますので、その他を勘案しながらこの改築計画に取りかかるというところでございます。まず、その構想を、どのようなものを含めて、たとえば寝たきりの問題であるとか、あるいは職業の問題であるとか、あるいは身障者の回復の問題であるとか、いろいろありわけでございます。それらも含めまして、先ほど御質問のございました福祉会館の改築の検討委員会と市役所内に発足をいたしました。これから大いに白論を出していただきまして、あらゆる面から検討をしていっていただくわけでございます。で、その検討の中には現在の福祉会館を改造する。他に土地を求めたり等も検討対象でございます。非常にこれはむずかしい問題でございますが、どちらか検討し、結果を出していただくとして、なるべく早く着手できるように段階にわけていこうかと思っております。その検討の委員会と並行いたしまして、私といたしましては財政の問題が最も困難な問題でございますので、財政的の根元をどうするか、何に対象を置いていただくか、ということが大問題でございます。その対象によりまして補助率等も変わってまいりますわけでございますので、大変困難な問題でございます。それども、これらの問題に私自身として着手をしまして、いろいろと思っております。で、これから検討し、これから予算の折衝等もいたすわけでございます。で、宮沢先生のお考えまでお答えができれば、残念でございます。強意欲

をもってこれに取り組んでまいりたいという姿勢でございますので、よろしく御了解をいただきまして御後援をいただきたいと思う次第でございます。なお、改造にせよ、あついで又結論の出来せんうちに、もし新規というような問題にかりました場合には議会の先生々全員がお知恵を拝借するように当然なると思ひます。まだ時期はまずと先かもしれませんが、しかし、その節はよろしく御指導と御教示をいただきたいとお願ひを申し上げる次第でございます。

次の老人対策でございますが、住居の保護制度、又アパート経営者への奨励制度、きわめて結構で御存想でございます。私もこのたび初めてこのような問題に私を引き出していただき、ということでございますけれども、この点福祉部長とも相談いたしました。取りあへず福祉事務所で十分にはボーダーライン等も注意をいたしまして、福祉の面でカバーをしてみたい。折々に研究をしようというふうなことでございます。直ちにこれが実施ということはむずかしい問題でございます。先ほど御質問にお答えしたわけでございますが、一度このような関係に補助金をいたした場合には、やはりそれを取りやめるとか、あるいは減少するとかということはむずかしいので、念には念を入れてやってみたいと思ふ次第でございます。その間に困難なものは必ずお救いできるようなふうな、福祉事務所において十分手を

打ってもらいたいと思ひかけてございます。

以上でございますが、福祉部長より細部につきまして御答弁を申し上げたいと思ひます。

○福祉部長(木村 猛君)

それでは私の方から二点にわたります。市長の補足説明をさせていただきます。

福祉会館につきましては、御存じのようによろしく昭和四十五年に開館したわけでございます。これは鉄筋造りでございまして、地下一階、地上三階というふうになっております。それから財源的にはやはりこれも防衛補助、あるいは都の補助、起債等もあるわけでございます。この補助金に付しまして、あれを仮に壊すというところに付する問題が出てきます。それから起債は繰り上げ償還というふうな関係も出てくるわけでございます。それから、御存じのようによろしく、都市計画公園の中に、いわゆる建設費に付いて建設されておるわけでございます。したがいまして増築というところは現段階では不可能ではなかろうかと考へられるわけでございます。それから、又、われわれ素人としたとしても、あれを改造した場合、どういふふうにできるかという疑問点があるわけでございます。やはり、これらにつきまして専門の方に調査をお願いしなければ無理ではなかろうかと、このようなことも話し合っておるわけでございます。先ほど市長が申し上げたとおり、一応検討委員会でもございましたので、それらの点につきまして十分討議を

し、さらに先ほど来の課題でございす施設の内容等につきましても十分時間をかけて審議してまいらんと、こういふふうに考えております。これにつきまして時間的にもかなり問題等もあるかと思ひますけれども、十分精力的に、いまして、これらにつきまして取り組んでまいらんと、こういふふうに考えております。

それから二点目の老人対策でございすけれども、現在われわれ調べた段階では、六十五歳以上一人暮らし老人、これはどのくらいおられるかといふことが、このことではございすけれども、福生市では大体三百四十世帯くらい、おられるのではございすかと、こういふふうに見られております。そのうち持ち家それから借家の若ばらうと半々の百七十世帯あるようではございす。そのうち貸し家に住まわれていゝる方ではございす。約百七十世帯のうち、その中でも生活保護を受給してゐる若ば、現時点では高齢若世帯と称してございす。二十四世帯あるわけではございす。そのうちボーダーラインに近いくらい、いゝるかと、いふことで、昨年民生委員を通じて社会福祉協議会に調査したところによりますと、約二十四世帯あるわけではございす。これにつきまして、歳末助け合ひ運動その他におきまして、社協を通じて一時見舞い金等を差し上げてゐるわけではございすけれども、これらの世帯につきまして民生委員も的確につかんでゐると、いふふうな、ことあるわけではございす。したが、いまして現段階ではこれらの制度をつくらうといふことは、

先ほど市長が言ったように、かなり問題点があるかと存じますので、それらも考慮される前までは、こういふふうな的確にわれわれとしてつかんであるといふことで、民生委員、あるいふ申しやういふ関係で生活上いゝる問題が出てきたといふ場合は、遠慮なく民生委員なり福祉事務所の方へ来られまして、生活上の一身問題につきまして相談されよう。私の方からもお願ひしてあるわけではございす。とともに関係の福祉部につきましても、こういふ点につきまして配慮するよう、私の方からも注意してまいらんと、こういふふうに考えております。

○二十番(宮沢良一君) 自席でお伺ひいたします。

先ほど、福祉部長の方でボーダーライン層が大体二十四名といふようなことで、さういふ事情を知つていただければ何とか考えろといふことではございすけれども、私言わんとすることは、要するにボーダーラインといふが、さういふ人たちが一番声として出てゐるわけなんですけれども、まず生活保護のやつには、かなりたいくつ、やっぱり何としても自力でがんばつていきたいんだけれども、なかなか、その居住の問題ですわ、要するに立ち退きやつても新しく家を見つかることが大変なことなんだと、まずそれな一歩です。

それと、要するに家賃が高ければ生活保護になりたくないと、さういふ六十五歳以上の方について、せめて民間アパート経営者の協力とか、又市としても生活保護のために家

賃金額とは言わな、サレども、ある程度の手を差レ伸べてもらひたいといふようは、サウイ
ウ声なんですが、その点どのようにお考えや。

それから仮に先ほど、もう一面で増改築はなかなか大変だと、建蔽率の問題から、検討委員会ができてゐるけれども、そこでそれを検討して、いくと、そうことですけれども、ひとつ、

当然福祉の殿堂として、いかに、やはり、いまでも福祉市として、いろいろな建物が一
つ思い切つたりつぱな建物で建ててきている。福祉会館、市民会館、もちろんだが、先にあ
るわけですが、どうか、いろいろな面で、かゝって改造して、むだな金ばかりで、先
ほども触れたんですけれども、さう、う面でもひとつ慎重な検討をして、いたゞいて、できれば、
ひとつ財政面もいろいろあるでしょうけれども、いまでも理事者のすばらしい積極性というの、
大変力を発揮して、いたゞいて、それがれにすばらしい施設を造つて、いたゞいてきたその体験
を、その意気を生かして、いたゞいて、ぜひひとつ検討委員会でも新しい福祉会館の建設を
強く望むものであります。その点、新しい福祉会館の建設について希望を、いたゞいて、先
ほど申しした二、三の質問に対してお答えを願ひたいします。

○二十番(宮沢良一君)

もう一点だけ、ま部長がボーダーライン層の方々を中心に、一つは立ち退きとか、もう一つは立ち退きする前に話してもらいたいと、もうすればいろいろ話し合えて理解してもらおうと、その理解というのが、要するに、むしろ立ち退きしていただくんだといふ、要するに大家さんに市の方から話してもらい、うふうにしてもらわなければ済むように理解してもらおうのか。それとも、お年寄りに皆さんしつとて言つて理解させるのか。その点をもう一遍お聞きしたい。

それから後は、福祉会館については、先ほど市長が大変意欲的の御答弁をされておりますので、ひとつ検討会で十分検討されて、市民会館の場合本当にりっぱ過ぎまして、ちよとナッパ服で行くよう、ううムードじゃありません。今後、福祉会館の場合にはびひとフナッパ服で気軽に行けるような建物にびひひとつ検討会でも検討してください。このように要望いたします。

○福祉部長(森田 温君)

先ほどの老人の二十四名のボーダーライン層でございますが、この中で公営住宅にも五、六人いるようでございます。それを引きますと二十名以下になるわけでございます。それから、前が後かと、ううことでございすけれども、一番われわれがやりやすい方法といたしましては民生委員さんを通じてこれらについて見てもらう、たいと、ううこと一番じゃり

いだと思います。それで民生委員さんの方から処置し切れな場合、われわれの方へ連絡をいただいて相談をするというふうにするのが現在のところ一番早い方法じゃいかと、このうふうに考えております。

○二十番(宮沢良一君)

私は、この点に要望をいたしまして、やはり民生委員の方に御相談するものも結構だと思います。ところがやはり市の行政側としても、このうお年寄りに対して現在難々住んでる場合にはいんですけれども、一人立ち退きとか、もうう場合に、やはりアパート経営者に対してももううったことをびひ協力していただく、ううふうな、もうう姿勢をびひとつ、お持ちいただいて、そして補助を出すだけや老人を救う手だてじゃないと思ひますので、もうう面もひとつびひ願ひしていただきたいと思います。

これは要望です。

○議長(岩田 博君)

次に四番村野武男君。

(四番 村野武男君登壇)

○四番(村野武男君) 私の質問に貴重時間、をいたしまして、会議規則第八十六條により一般質問を行います。

私の質問は、通告どおり、第一点は指定金融機関について、第二点は昔からある防火

貯水槽について、第三点は市営住宅の空き家について、その三点について、市長並びに各部長より責任ある御答弁をお願ひいたします。

第一点は指定金融機関について、昭和三十九年十二月定例会において、先輩議員により議決され、今日まで埼玉銀行福生支店において継続されておりますが、当時の契約期間等をお尋ねいたします。

聞くところによると、昭島市では三つの金融機関に二年交替で決めてあるようですが、一銀行だけで付金融面に対してどうかと思っておりますので、今後市長は他の金融機関に代える考えがあるかどうかをお尋ねいたします。

第二点の質問は、最高に注意している防災問題及び防火貯水槽についてお尋ねいたします。わが福生市には近代設備を誇る大型自動車ポンプの使用する防火貯水槽が各所にたくさんあります。その中で、大正時代からある防火貯水槽が旧部落にたくさん点在しております。特に自動車ポンプが入れにくいような場所にはたくさん点在しております。市ではどのようにこれを替えていくかをお尋ねいたします。

又、現在、五十石前後の防火貯水槽の数と、今後の使用方法について、又支払っている地代についてあわせて御質問をいたします。

第三点目の質問は、市営住宅の空き家についてお尋ねいたします。

私たちが議員になってから、予算を毎年計上されておりました。今日まで来ております。

昔から「正直者は穴を見る」というように、市当局が計画して、中に協力して空き渡した方々に気の毒だとお感じいたします。市長は人たちに對し、どうお考えになられているかをお尋ねいたします。又、防災問題にも青少年の非行問題にも心配だと思っております。現在、空き家の数と取り壊した数の年月日、私は、だれに遠慮して壊さなければ、あわせてお尋ねをいたします。

私の一般質問といたします。(拍手)

(市長 石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 御答弁を申し上げます。

指定金融機関でござりますが、これを今後どう考えるかあるかどうかと、いうようなことでござります。

又、御質問の全部につきまして、私の後、すべてにわたりますして担当の者より御答弁を申し上げさせていただきます。

この指定金融機関の件に関しては、人情論等から申し上げますと代えた方がよいといふようなことも受けるわけではございますが、やはり、一つの歴史的経過でござりますし、それから

市役所も又銀行もともに信用を重んずるものでございしますので、お互いに信用面からいりましても余りかえらばうござい、それにかえらうと云うがございするわけでも、その方ばかりの間違ひであつて、よほどのことばない限りかえらうのが本当ではうございだろうかと、私にそのように思ふをしてゐるところでございす。又、福生には御承知のように八つの店舗がございす、どちらさん全部がリッパでございまして、市役所の指定金融機関といひましては十分の資格を備へられてゐるわけでございますので、もしかえらうといひまして、又、それでけでけと云う問題、これはなかなか大変むずかしい問題でございます。やういふことばございまして、現在のところ、まことに申しわけありませんが、私にかえらうと思ふがうございするわけでございます。まことに申しわけないと思ひます。

それから次に防火貯水槽の件でございますが、これにつきましては御指摘のごとく確かに昔つくりましたものは、現在のポンプでは一分間やればかりにたつてしまふといふことでございます。やういふことも私も聞いております。又、ふた等の不備があるといふことでございます。これは大変申しわけないことでございます。現任のように災害が、ことに地震がいつ起こるかわからないといふやうなことでございすので、たとえ小さくても又火災に使用しにくくても、災害等の場合には役に立つと思ひますので、なるべくひとつ修理できるものは修理をしていただくといふ、その

ように考へてゐる次第でございます。

それから次の市営住宅の問題でございますが、これは私の立場でまゐりますると、議員各位とお約束をし、又請け合ひをして、大変におくれまして本当に申しわけない次第でございますが、できるだけ円満に御理解をいただくとして建てかえたといふ考へ方が根本的にございまして、このやうなおくれした事態に相つたわけでございます。本当に申しわけなく存じてゐる次第でございますが、火災であるとか、又災害等の危険といふものもありますので、私もできるだけ督促をしてまゐりたいと思つております。市営住宅といふのは市の施設でございますので、これは市民全部の物でございます。市民全部の物といふ立場でございすのでこれはお互いまで市民が助け合つていくといふ観点から申しすれば何年でもおくれればそれだけ助かる方ばできるわけでございますので、やういふ面からまぜひひとつ御理解をいただくと思ふ次第でございます。

議員の先生方に大変遅延をいたしましたことをおわび申し上げ、又、これからできるだけお話し合ひを重ねまして、解決いたしますよう、ただ、まお入りの方々にむかひ願ひを申し上げまして、又役所といたしましては、担当において大いに問題をとり組むように督促をいたしますつもりでございますので、よろしく今後とも御協力のほどをお願いしたいと思ふ次第でございます。

これから各担当若によりまして御答弁を申し上げさせていただきます。

○市民部長(金子国利君)

それでは私の方で一応防火貯水槽の件につきまして、基本的にはただいま市長が申し上げたようにわけでございます。

先ほど御質問の現在の貯水槽の状況を上上げますと、全体的には百二十九カ所貯水槽があるわけですが、そのうちに、いわゆる二十立方メートル未満の五十七基、さらにその中で五十七のうちに御指摘の五カ所と昔から言われているもの——約九立方メートルの容積を持っておりますけれども、これに三十七カ所でございます。それでこの三十七カ所につきましては、市としてすでに民有地をお借りして存続をさせておられるわけでございます。地代も当然払っております。そのほか、いわゆるその個人的に民有地の中に存在しているものもあるわけでございます。ただ、消防活動から申し上げますと、先ほど市長が申しましたとおり消防車は当然入れません。したがって消防としての水利として、いままで考えておられるわけですが、これを震災時等を考え、いさすすと、最近における東海地震の学説の問題についても六十年周期で、本年が当たっているわけでございます。それらでございます。そう、うふうう問題がありますので、有事の際にそれらを活用するということになればそれは飲料水の供給というものに必要性がある。それから地域防災の観点から、これは当然初期消火という問題からすればこれもやはり火災等

において付利点がある。それから大々火災におきてもそれを中継点に使うという考え方もある。それから、いろいろ利用方法もあると思いますが、しかし、それは民有地にあるということが一番問題でございます。先ほど市長が申しましたとおり、この修理をさせていただくものについては、危険性の高いように修理をしたと思います。この、当時大正時代にできておりました。当時付口は大体金網等によって保護されていたものだと思いますが、それを終戦直後におきまして米軍等の指示に従って、ぼうぼうに壊れてしまったところ、コンクリートで覆ったところ、応急処置のようになっています。したがって、そういう危険性もありますので、先ほど申しましたとおり防災的から考えればこれは存続させるというふうな基本的な考えに立って修理をさせていただけるものではないかというふうに考えております。

先ほどの御質問の点については付数とそれから地代、それからの方針としてそういう考え方をしております。よろしく願います。

○総務部長(上野重勝君)

御指摘をいただきました市営住宅の取り壊し、さらに建てかえ計画の事業につきまして大変おそれておりました存続していただくわけでございます。

御質問いただきました市営住宅の数と、それから取り壊した年度でございますが、現在空き家になつております物が五十九戸でございます。そして取り壊しをいたしましたのが四戸でございます。

て、五十年の二月に三棟、五十年の十一月に一棟取り壊しをいたしました。

○四番(村野武男君) 自席から再質問いたします。

それでは議長に要望しておきます。

第一点のことですが、埼玉銀行に二年間取り引きしている金額について資料をお願ひしたいと思ひます。それから埼玉銀行並びに他の金融機関について預貯金、定期、又借入れと金融機関別にお願ひしたいと思ひます。それと、固定資産税、市民税の当座振り入れ分の件数と金融機関別にお願ひしたい。これを会期中に資料要求をしておきます。

第二点のことですが、私からよく調べたところだと五十石前後の貯水池は四十六ヶ所あるように思ひますが、熊川に四ヶ所、福生に四ヶ所、それと、その中に役所のじゃく個人のあるんじゃないかと思ひます。そこいらをひとつよく調べてもらいたい。それと新しくできた区画整理の四美甲、あるいは多摩河原、ここに防火用水をつくらうかあるかどうか、その点質問いたします。

市営住宅の完成家についてです。おくれで申しわけないというあいさつだったんですが、最初に壊したのが五十年の二月、五十年の十一月に四軒しか壊してなくて、後で完成している数が四十六軒、そのうちで火でもついたりどういふことに火のつかと私に思ふんですが、これはもし

火でもついたりいまだ住んでいる人が、隣が火事にやたらどういふんですが、又、どういふとき、だれが責任を持つのか、これをお答え願ひます。(議長、暫時休憩)と仰ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 暫時休憩してよろしいでしょうか。

(「異議ナシ」「賛成」と仰ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 暫時休憩いたします。

午後三時四十分 休憩

午後四時五分 開議

○議長(岩田博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○四番(村野武男君) ただいまの第一点の埼玉銀行の貯蓄高、定期、固定資産税、市民税の金融機関別の資料要求のことですが、これだけ取り消します。これの説明を差し支えない程度でお願ひいたします。

○収入役(橋本孝蔵君) 自席からお断りをいいたしまして御説明を申し上げます。

初めの埼玉銀行の取り扱ひ金額、年間、でございしますが、年間、でございすると、やはり、この前もちょうど申し上げたんですが、決算に出てくる数字は年間の取り扱ひ金額になる形に